

エミライズケアセンター 運営規程

第1条 株式会社クロビアが開設する「エミライズケアセンター」（以下「事業所」とする。）が行う指定通所介護及び第1号通所事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 事業所の生活相談員、介護職員、看護職員、又は機能訓練指導員（以下「介護職員等」という。）が、要介護状態（第1号通所事業にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び第1号通所事業（以下「指定通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条 指定通所介護の提供にあつては、事業所の介護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の心身機能の維持及びその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2. 第1号通所事業の提供にあつては、事業所の介護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

4. 事業の運営にあつては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護事業者、地域包括支援センター、地域の保健・福祉・医療サービス事業者との綿密な連携を図る。

（事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名称 エミライズケアセンター

(2) 所在地 奈良市西木辻町206やぎもとビル1F

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は利用申込等の調整、通所介護計画作成、家族との連絡調整等を行う。

(3) 介護職員 6名以上

介護職員は通所介護計画に基づいて適切な介護サービスを提供する。

(4) 看護職員 1名以上

看護職員は利用者の日常生活上の健康管理、看護等の処置を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は利用者の日常生活上の機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日 ただし、日曜日、年末年始12月31日～1月2日は休業

(2) 営業時間 8:30～17:30

(3) サービス提供時間 9:00～17:00

(利用定員)

第7条 この事業の営業時間あたりの利用定員は40人とする。

(事業の内容)

第8条 この事業所の事業内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活動作の機能訓練

(2) 居宅と事業所間の送迎サービス

(3) 食事の提供サービス

(4) 入浴サービス

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業実施地域は奈良市とする。

(利用料等)

第10条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるもの

とし、当該サービスが法定代理受領サービスである時には、その1割～3割の額とする。

2. 通常の事業実施地域以外の利用者については、実施地域を越えた地点より送迎費用として片道1km毎に¥100を徴収する。
3. おむつ代は実費。(持参された場合不要)
4. 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
5. 第2項から前項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、同意を得ることとする。
6. 昼食代は、750円/食とし、実際に食された分の実費を徴収する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスの利用にあたっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者又はその家族の同意を得る。

指定通所介護の利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時における対応方法)

第12条 介護職員等は、事業実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、

看護職員と連携の上、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 13 条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策の策定)

第 14 条 事業者は、非常災害に備えるため、利用者の避難訓練、誘導等安全確保に十分な対応を行うものとする。

2. 年 2 回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。

3. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

4. 事業所は感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を算定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する。

定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(高齢者虐待の防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当を置く。

事業者は、サービス提供中に当核事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の防止に関する事項)

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。

事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(ハラスメントの防止)

第17条 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月

(2) 継続研修 年1回

2. 事業所は、すべての従業者等に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする
3. 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
4. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
5. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
6. サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
7. 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間保存する。
8. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年8月1日より施行する。

この変更規程は、令和4年10月1日より施行する。

この変更規定は、令和6年2月1日より施行する。

この変更規定は、令和6年8月1日より施行する。

この変更規定は、令和6年12月1日より施行する。